

兵庫県公報

令和2年11月30日 月曜日 第7号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

公安委員会規則	ページ
○ 兵庫県道路交通法施行細則の一部を改正する規則	1

公布された法令のあらまし

●兵庫県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（公安委員会規則第13号）

道路交通法及び道路交通法施行規則の一部改正により四輪の自転車等に関する規定が整備されること、交通規制を実施する場合の標準が改められ、法定速度を超える最高速度を指定することができる道路の標準が定められたこと、申請者の利便の向上を図るとともに、業務の合理化を図ること等に伴い、関係規定について所要の整備を行うこととした。

公安委員会規則

兵庫県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年11月30日

兵庫県公安委員会
委員長 奥谷勝彦

兵庫県公安委員会規則第13号

兵庫県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

兵庫県道路交通法施行細則（昭和35年兵庫県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第1条第2項中「第5号の申請」の右に「のうち、第2条の2第2項に規定する第1号申請」を加え、「第2条の2第1項第1号」を「同条第1項第1号」に改め、同項第4号中「第6条の3の3」を「第6条の3の5」に改め、同項第5号中「第2条の2第2項第1号」を「第2条の2第2項」に改め、同項第6号を削る。

第2条第1項第1号中「緊急自動車」の右に「(最高速度の規制が高速自動車国道の本線車道（令第27条の2に規定する本線車道を除く。次号において同じ。）並びにこれに接する加速車線及び減速車線にあつては令第27条第2項、その他の道路にあつては令第12条第3項に規定する速度未滿の場合に限る。）」を加え、同項第2号中「規制が」の右に「高速自動車国道の本線車道並びにこれに接する加速車線及び減速車線にあつては令第27条第1項、その他の道路にあつては」を加え、「定める」を「規定する」に改める。

第2条の2第2項を次のように改める。

2 除外標章の交付を受けようとする者は、次の表の左欄に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる申請書に、同表の右欄に掲げる書類又はその写しを添えて公安委員会に申請するものとする。

申請の区分	申請書	書類
前項第1号に掲げる除外標章の申請(次項において「第1号申請」という。)	通行禁止 駐車禁止除外指定車標章交付 時間制限駐車区間 申請書(様式第11号)	(1) 前項第1号の用務に係る車両に該当することを疎明する書類 (2) 自動車検査証

前項第2号に掲げる除外標章の申請（次項において「第2号申請」という。）	駐車禁止除外指定車標章交付申請書（様式第12号）	前項第2号に掲げる者に該当することを疎明する書類
-------------------------------------	--------------------------	--------------------------

第2条の2第3項中「前項第1号に掲げる申請」を「第1号申請」に、「前項第2号に掲げる申請」を「第2号申請」に、「第1項第2号」を「同項第2号」に改める。

第7条第1号ア及びイ中「二輪又は三輪の」を削る。

様式第9号を次のように改める。

様式第10号（第2条、第2条の2関係）

（表）

↑ 13センチメートル ↓	駐車禁止除外指定車標章	番 号 発行日	第 年 月 日	号 日
	<h1 style="margin: 0;">使用中</h1>			
車両番号		号		
その他この標章の交付を受けた本人が現に使用中の車両				
運転者の連絡先／用務		別紙のとおり		
有効期限		年 月 日まで		
兵庫県公安委員会 印				
		← 18センチメートル →		

注 色彩は、台地は灰色とし、文字は黒色とする。

（裏）

<p>注意事項</p> <p>1 この標章は、公安委員会による駐車禁止規制が行われている道路の部分以外の場所では使用できません。</p> <p>※ 次のような駐車はできません。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> ● 駐停車禁止場所の駐車（道路交通法第44条第1項及び第75条の8第1項） ● 法定の駐車禁止場所の駐車（道路交通法第45条第1項各号及び第2項） ● 駐車の方法に従わない駐車（道路交通法第47条） ● 車庫代わり駐車（自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第1項） ● 長時間駐車（自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第2項） </div> <p>2 この標章は、被交付者等が車両を現に使用中の場合以外は使用できません。</p> <p>3 この標章を使用する場合は、連絡先／用務先を読みやすく記載した紙とともに車両の前面の見やすい箇所に掲示してください。</p> <p>4 現場において、警察官等の指示があった場合は、その指示に従ってください。</p> <p>5 警察官等の指示に従わない場合又はこの標章を不正に使用した場合は、返納を命ぜられることがあります。</p> <p>6 次の場合は、この標章（(3)の場合は、発見し、又は回復した標章）を速やかに返納してください。</p> <p>(1) 有効期間が経過したとき。</p> <p>(2) 交付を受けた理由がなくなったとき。</p> <p>(3) 亡失のため、新たに標章の交付を受けた場合において、亡失した標章を発見し、又は回復したとき。</p> <p>(4) 公安委員会から返納を命ぜられたとき。</p> <p><input type="checkbox"/> 被交付者等</p> <p style="text-align: right;">住所 氏名</p>
--

様式第11号を次のように改める。

様式第11号（第2条の2関係）

<input type="checkbox"/>	新規申請
<input type="checkbox"/>	再申請
<input type="checkbox"/>	車両変更

第 号

通行禁止
 駐車禁止除外指定車標章交付申請書
 時間制限駐車区間

年 月 日

兵庫県公安委員会 様

住 所

申請者 氏 名

電 話 () -

通行禁止
 次により駐車禁止除外指定車標章の交付を申請します。
 時間制限駐車区間

申請する 標章の種別	1 通行禁止の除外指定 2 駐車禁止の除外指定 3 時間制限駐車区間の除外指定
車両番号	
車両の 使用者	住 所
	氏 名 電 話 () -
除外する区域 又は道路の区間	
申請の理由	

注 1 「申請する標章の種別」欄は、該当する番号を○で囲むこと。
 2 「車両の使用者」欄は、申請者と車両の使用者が同一の場合、記載を要しない。

様式第12号を次のように改める。

様式第12号（第2条の2関係）

	新規申請
	再申請
	記載変更

第 号

駐車禁止除外指定車標章交付申請書

年 月 日

兵庫県公安委員会 様

申請者 住 所
氏 名
電 話 () -

次により駐車禁止除外指定車標章の交付を申請します。

申請の理由	
申請手続者	住 所 氏 名 (申請者との続柄) 電 話 () -

注 「申請手続者」欄は、申請者と申請手続者が同一の場合、記載を要しない。

様式第14号を次のように改める。

様式第14号（第3条の2関係）

駐車許可申請書

年 月 日

警察署長 様

住 所

申請者 氏 名

電 話（ ） ー

次により駐車許可及び駐車許可車標章の交付を申請します。

車 両 番 号		
車両の 使用者	住 所	
	氏 名	電 話（ ） ー
駐 車 目 的		
駐 車 場 所		
駐 車 期 間		年 月 日 午 時 分から 年 月 日 午 時 分まで

注 「車両の使用者」欄は、申請者と車両の使用者が同一の場合、記載を要しない。

様式第15号を次のように改める。

様式第15号 (第3条の2関係)

(表)

↑ 13センチメートル ↓	<div style="border: 1px solid black; width: 30%; margin: 0 auto; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">第 号</p> <p style="text-align: center;">駐 車 許 可 車 標 章</p> </div> <p style="margin-top: 10px;">車 両 番 号</p> <p style="margin-top: 5px;">駐 車 場 所</p> <p style="margin-top: 5px;">駐 車 方 法</p> <p style="margin-top: 10px;">駐車許可の期間</p> <p style="margin-left: 100px;">年 月 日 午 時 分から</p> <p style="margin-left: 100px;">年 月 日 午 時 分まで</p> <p style="margin-left: 100px;">年 月 日</p> <p style="text-align: right; margin-top: 10px;">警 察 署 長 印</p>	← 18センチメートル →
---------------------	--	---------------------

注 色彩は、台地は灰色、文字は黒色、縁線は青色とする。

(裏)

<p>遵守事項</p> <p>1 この標章の交付を受けた目的、場所及び期間の範囲を超えて使用しないこと。 ※ 次のような駐車はできません。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> ● 駐停車禁止場所の駐車（道路交通法第44条第1項及び第75条の8第1項） ● 法定の駐車禁止場所の駐車（道路交通法第45条第1項各号及び第2項） ● 駐車の方法に従わない駐車（道路交通法第47条） ● 車庫代わり駐車（自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第1項） ● 長時間駐車（自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第2項） </div> <p>2 この標章を許可に係る車両以外の車両に使用しないこと。</p> <p>3 この標章を使用する場合は、車両の前面ガラスの見やすい箇所に、駐車許可車標章であることが表示された面が前面から見やすいように掲示すること。</p> <p>4 現場において、警察官等の指示があった場合は、その指示に従うこと。</p> <p>5 次の場合は、この標章((3)の場合は、発見し、又は回復した標章)を速やかに返納すること。</p> <p style="margin-left: 20px;">(1) 駐車許可の期間が経過したとき。</p> <p style="margin-left: 20px;">(2) 交付を受けた理由がなくなったとき。</p> <p style="margin-left: 20px;">(3) 亡失のため、新たに標章の交付を受けた場合において、亡失した標章を発見し、又は回復したとき。</p> <p>許可条件</p>
--

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年12月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に改正前の兵庫県道路交通法施行細則（以下「改正前の規則」という。）第2条の2

通 行 禁 止

第2項の規定によりなされた駐車禁止除外指定車標章及び駐車禁止除外指定車標章（以下「除外標
時間制限駐車区間

章」という。）の申請は、改正後の兵庫県道路交通法施行細則（以下「改正後の規則」という。）第2条の2
第2項の規定によりなされたものとみなす。

- 3 この規則の施行の際現に改正前の規則の規定により交付を受けている除外標章及び駐車許可車標章（附則
第4項の規定により交付を受けた除外標章及び駐車許可車標章を含む。）は、その有効期間が満了するまでの
間は、改正後の規則の相当規定により交付を受けたものとみなす。

通 行 禁 止

- 4 除外標章、駐車禁止除外指定車標章交付申請書、駐車許可申請書及び駐車許可車標章の様式につ
時間制限駐車区間

いては、改正後の規則に規定する様式にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。